

第6回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年1月26日(火) 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員(5人)

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男
山田 裕

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 出雲崎町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 黒崎 陽介

事務局員 田口 賢

7 会議の概要

事務局 ただいまから第6回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、2番 諸橋委員、4番 佐藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局の黒崎係長よりお願いいたします。

議長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

- ・市町村農業委員会役員等研修会
期日：1月22日(金)
場所：新潟市中央区「ユニゾンプラザ」
出席者：内藤会長、大矢事務局長、黒崎係長

議長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書の1ページからご覧ください。このたび14件の通知があります。

【議案書に基づいて内容を説明】

これらの案件は全て合意解約となります。

番号2、3の柿木地内の案件は貸出人・借受人との調整により貸出人に戻して自作となり、番号10の小竹地内の案件は貸出人が昨年度リタイアを申し出て利用権申出により貸出ましたが、借受人との話し合いにより、やはりもう少し続けたいとのことで一部解約して貸出人の自作となるものであります。

次に番号12の藤巻・乙茂地内の案件につきましては、未だ農業経営基盤強化促進法の利用権設定申出による貸借の制度が創設される以前に、農地法第3条の使用貸借権新規～再設定により契約され続けていた案件でありましたが今月中旬に期間満了を迎えることから、農業経営基盤強化促進法の利用権設定申出に切り替え、契約し直すことによる解約であります。この後の議案第1号の農用地利用集積計画にて説明します。

そして番号13、14の沢田地内の中間管理権解約の案件につきましては貸出人(所有者)が沢田地内で実施された地籍調査により当該地番の地目を合筆して雑種地にしたことによるものであります。もともと借受人が付近の耕地を含め転作カウントで保全管理していた耕地で、細長く不整形な耕地でした。これにより農家台帳からは削除されることとなります。それと議事資料の7ページが本案件の位置図となりますが番号表示が「番号13番」のみでありましたので「番号14」を追記し訂正をお願いします。

最後に番号1の中山地内の案件、4～9の船橋地内の案件、11の小竹地内の案件につきましては、耕作者の変更による解約であり、この後の議案第1号の農用地利用集積計画にて説明します。

以上になります。

議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議長 　　ご意見、ご質問が無いようなので報告第1号を全件受理とし、終了します。

議長 　　続きまして、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 　　議案第1号について説明します。議案書15ページからご覧ください。
議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、再設定6件、新規設定15件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 　　以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第1号のこれまでの計画内容について、借人は全てそれぞれの地域を代表する担い手でありますので農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上になります。

議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

3番 　　この案件の中に全くの新規の方（制度上の新規では無い方）はおりますでしょうか。

事務局 　　リタイア等による新規の方はおりません。ただ、船橋地内の耕作者の変更による新規の案件になりますが、長い間、船橋地内を担っていただいておりますN氏ですが体調不良により育苗をリタイアすることの話を以前から聞いておりました。中々次の候補が見つからない中、町議会議員のM氏が調整をとり、隣の地区のY氏に引き受けていただきこの度の申出となりました。

議長 　　他にご意見、ご質問はありますか。

（意見、質問なし）

- 議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
- (委員の挙手)
- 議 長 全員ですので、議案第1号は原案のとおり全件許可といたします。
- 議 長 続きまして、議案第2号 出雲崎町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局より説明願います。
- 事 務 局 議案書の最終ページをご覧ください。一昨年前10月になりますが、元農業委員長並びに農業委員会職員が農地法違反により、また、元農業委員会会長が収賄容疑の疑いにより逮捕されたという報道があり、1カ月に2件の不祥事が発生が明らかになりました。これにより農林水産省はじめ、関係機関等より綱紀粛正についての通達がありました。
- 通達の内容としては、各農業委員会組織において不祥事が発生しないよう毎年度1回以上「法令遵守の申し合わせ」について決議し、綱紀粛正を徹底していただきたいというものであります。
- 先日開催されました、新潟県農業委員会大会においても法令遵守の申し合わせ決議が実施されましたが、各農業委員会においても綱紀粛正のため法令遵守の申し合わせ決議が必要となります。
- 議 長 今程、事務局から説明がありましたが、先日開催されました、新潟県農業委員会大会においても法令遵守の申し合わせ決議が実施されましたが、各農業委員会においても綱紀粛正のため法令遵守の申し合わせ決議が必要となります。
- 議 長 それでは、これより出雲崎町農業委員会の法令遵守申し合わせ決議を実施したいと思います。新型コロナウイルス渦の関係もありますので、この度は私が代表して読み上げます。
- (会長（議長）が議案書の内容を読み上げる)
- 議 長 ただいま私が読み上げました、この決議の内容に則り、今後とも法令を遵守し適正な業務の遂行をお願いしたいところであります。ご承認いただける方は挙手願います。
- (全農業委員はじめ、全農地利用最適化推進委員、全事務局員の挙手)
- 議 長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり承認といたします。
 ありがとうございました。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員から発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第6回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和3年1月26日

議長 ⑩

議事録署名委員
2番 ⑩

議事録署名委員
4番 ⑩